

令和7年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	令和7年度箕面市一般会計予算	
第2号議案	令和7年度箕面市特別会計財産区事業費予算	
第3号議案	令和7年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算	
第4号議案	令和7年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算	
第5号議案	令和7年度箕面市特別会計介護保険事業費予算	
第6号議案	令和7年度箕面市特別会計介護サービス事業費予算	
第7号議案	令和7年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算	
第8号議案	令和7年度箕面市病院事業会計予算	
第9号議案	令和7年度箕面市水道事業会計予算	
第10号議案	令和7年度箕面市公共下水道事業会計予算	
第11号議案	令和7年度箕面市ボートレース事業会計予算	
報告第1号	専決処分の報告の件（事故等に係る損害賠償請求に関する和解）……………	5
第12号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立コミュニティセンター）……………	12
第13号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆり）……………	15
第14号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立いろはもみじ萱野）……………	17

別冊

第 1 5 号 議案	損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件……………	18
第 1 6 号 議案	市道路線の認定及び廃止の件……………	20
第 1 7 号 議案	箕面市公の施設の指定管理者の候補者選定の特例に係る関係条例の整備に関する条例制定の件……………	23
第 1 8 号 議案	箕面市刑法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件……………	35
第 1 9 号 議案	箕面市職員定数条例等改正の件……………	38
第 2 0 号 議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件……………	40
第 2 1 号 議案	箕面市事務分掌条例改正の件……………	46
第 2 2 号 議案	箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件……	47
第 2 3 号 議案	みんなの箕面の緑の寄附条例及び箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例改正の件……………	49
第 2 4 号 議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件……………	51
第 2 5 号 議案	箕面市国民健康保険条例改正の件……………	52
第 2 6 号 議案	箕面市証明その他の手数料条例等改正の件……………	53
第 2 7 号 議案	箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件……………	59
第 2 8 号 議案	箕面市病院事業の設置等に関する条例改正の件……………	60

第 2 9 号議案	箕面市病院事業における地方公営企業法の規定の一部を適用することへの移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件……………	66
第 3 0 号議案	北部大阪都市計画栗生間谷東八丁目（大阪大学箕面キャンパス跡地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件……………	71
第 3 1 号議案	箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例改正の件……………	81
第 3 2 号議案	箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例改正の件……………	84
第 3 3 号議案	箕面市ボートレース企業従事員の給与の種類及び基準に関する条例廃止の件……	89

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の8件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日提出

箕面市長 原 田 亮

1 損害賠償請求事件に関する和解（令和6年12月23日専決）

- (1) 事 件 名 大阪地方裁判所令和5年（ワ）第2277号損害賠償請求事件
- (2) 当 事 者 原 告 箕面市在住の個人 2名及び兵庫県西宮市在住の個人
被 告 箕面市所在の医療法人
補助参加人 箕面市
- (3) 事 件 の 概 要 原告の被相続人は、令和3年12月に市の肺がん検診を被告病院で受診し、精密検査不要の判定を受けたが、令和4年3月に死亡したため、原告らは、当該判定に過失があったとして、令和5年3月10日に損害賠償請求訴訟を提起したものである。
- (4) 和 解 の 内 容 1 被告は、原告らに対し、本件に関する一切の解決金として合計25万円の支払義務があることを認める。

- 2 被告は、原告らに対し、前項の金員を令和7年1月末日限り、原告らの指定する銀行預金口座（略）に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 被告補助参加人は、原告らに対し、本件に関する一切の解決金として合計25万円の支払義務があることを認める。
- 4 被告補助参加人は、原告らに対し、同人が加入している損害保険ジャパン株式会社に指図して、前項の金員を第2項記載の期日限り、第2項記載の銀行預金口座に送金する方法により支払う。なお、振込手数料は同社の負担とする。
- 5 被告及び被告補助参加人は、第1項及び第3項の金員について相互に求償請求しないものとする。
- 6 原告ら、被告及び被告補助参加人は、本件事案及び本件和解の内容について正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に約束する。
- 7 原告らは、被告病院の担当医師、被告補助参加人、箕面市医師会その他本件肺がん検診の関係者に対し、名目の如何を問わず何らの請求をしない。
- 8 原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- 9 原告ら、被告及び被告補助参加人は、原告らと被告との間及び、原告らと被告補助参加人との間には、本件肺がん検診に関し、本和解条項に定め

るもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

10 訴訟費用（補助参加に係る費用を含む。）は各自の負担とする。

(5) 和解年月日 令和6年12月25日

2 施設の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和7年1月16日専決）

(1) 事故発生日時 令和6年9月15日 午前11時57分

(2) 事故発生場所 箕面市萱野五丁目8番1号 箕面市立総合保健福祉センター乳幼児パーク
たのしーば内

(3) 相手方 豊中市在住の個人（親権者 2名）

(4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が遊具で遊んでいたところ、遊具に附属していた吊り下げ器具が相手方の頭部に落下し、負傷させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、15,780円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 令和7年1月16日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和7年1月16日専決）

(1) 事故発生日時 令和6年4月24日 午後2時50分頃

(2) 事故発生場所 箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所敷地内通路

- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（子ども未来創造局保健スポーツ室 [REDACTED] 運転）が、上記日時・場所において、駐車場に駐車しようとして後退したところ、後方から走行してきた相手方の自転車に接触し、相手方に左大腿打撲傷等を負わせるとともに、同車両のブレーキを破損等させたものである。
- (5) 和解の内容
- 1 本件事故による相手方の人身に係る損害額は、42,082円とし、市は、既に治療費として支払った16,500円を除く25,582円を相手方に支払う。
 - 2 本件事故による相手方の物損に係る損害額は、51,192円とし、市は、相手方に46,073円を支払う。
 - 3 本件事故による本市の損害額は、67,925円とし、相手方は、市に6,793円を支払う。
- (6) 和解年月日 令和7年1月16日

4 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和7年1月16日専決）

- (1) 事故発生日時 令和6年10月13日 午後5時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市箕面八丁目1553番地先 市道イ線歩道上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人

- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が側溝に置かれた板の上を通行したところ、当該板が側溝に落下して転倒し、右足に打撲を負ったものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、20,360円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和7年1月16日

5 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和7年1月16日専決）

- (1) 事故発生日時 令和6年9月17日 午後3時30分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市西宿一丁目2222番地先 市道萱野東西線歩道上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が市道萱野東西線歩道を通行していたところ、浮き上がった平板と路面との間に生じていた段差につまずいて転倒し、左腕及び両足に打撲を負うとともに、腕時計を破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、652,600円とし、市は、相手方に391,560円を支払う。
- (6) 和解年月日 令和7年1月16日

6 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和7年1月23日専決）

- (1) 事故発生日時 令和6年12月24日 午前10時20分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市瀬川三丁目2番1号 箕面市立西南小学校運動場内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 2名）
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、本市の職員が鉄棒の修繕作業の途中で当該場所を離れた際に、相手方が当該鉄棒に衣服を掛けたところ、修繕に使用していた接着剤が付着して衣服を汚損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、6,240円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和7年1月23日

7 駐車場の無断駐車に係る損害賠償請求に関する和解（令和7年1月24日専決）

- (1) 事故発生日時 令和6年11月15日 午後2時10分頃から午後4時15分頃まで
- (2) 事故発生場所 大阪市東淀川区西淡路一丁目11番内 東淀川モータープール
- (3) 相手方 大阪市在住の個人 2名
- (4) 事故の状況 本市の公用車（健康福祉部生活援護室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、相手方が契約している月極駐車場に無断で駐車したため、相手方に無断駐車に係る損害を与えたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、4,200円及び4,440円とし、市

は、相手方にそれぞれその全額を支払う。

(6) 和解年月日 令和7年1月24日

8 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和7年1月24日専決）

(1) 事故発生日時 令和6年10月12日 午後7時50分頃

(2) 事故発生場所 箕面市箕面二丁目363番地 箕面2丁目モータープール

(3) 相手方 箕面市在住の個人

(4) 事故の状況 本市の消防車（箕面消防署警防第二室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、駐車場から出ようとしたところ、同車両の右側面がブロック塀に接触し、破損させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、99,000円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 令和7年1月24日

第 1 2 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立コミュニティセンターの指定管理者を指定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

箕面市長 原 田 亮

1 公の施設の名称及び指定管理者

公の施設の名称	指定管理者
箕面市立コミュニティセンター 北小会館（北斗の家）	箕面市箕面三丁目 9 番 1 1 号 箕面市立コミュニティセンター北小会館管理運営委員会 委員長 小 枝 正 幸
箕面市立コミュニティセンター 南小会館（桜のまちな家）	箕面市桜井一丁目 1 番 1 5 号 箕面市立コミュニティセンター南小会館管理運営委員会 委員長 坂 本 直 樹
箕面市立コミュニティセンター 箕面小会館（日時計の家）	箕面市百楽荘一丁目 9 番 1 3 号 箕面市立コミュニティセンター箕面小会館管理運営委員会 委員長 久 岡 淳 一

<p>箕面市立コミュニティセンター 豊川北小会館（鐘の鳴る家）</p>	<p>箕面市粟生間谷西三丁目10番35号 箕面市立コミュニティセンター豊川北小会館管理運営委員会 委員長 森 裕</p>
<p>箕面市立コミュニティセンター 萱野小会館（くすの木の家）</p>	<p>箕面市船場西一丁目11番44号 箕面市立コミュニティセンター萱野小会館管理運営委員会 委員長 清 野 秀 彦</p>
<p>箕面市立コミュニティセンター 豊川南小会館（太陽の家）</p>	<p>箕面市小野原東三丁目1番31号 箕面市立コミュニティセンター豊川南小会館管理運営委員会 委員長 稲 野 善 成</p>
<p>箕面市立コミュニティセンター 西小会館（星座の家）</p>	<p>箕面市新稲四丁目11番14号 箕面市立コミュニティセンター西小会館管理運営委員会 委員長 稲 治 茂</p>
<p>箕面市立コミュニティセンター 萱野東小会館（灯ろうの家）</p>	<p>箕面市石丸二丁目4番15号 箕面市立コミュニティセンター萱野東小会館管理運営委員会 委員長 野 口 康 夫</p>
<p>箕面市立コミュニティセンター 西南小会館（かがり火の家）</p>	<p>箕面市半町三丁目15番4号 箕面市立コミュニティセンター西南小会館管理運営委員会 委員長 山 口 慎 太 郎</p>

箕面市立コミュニティセンター 東小会館（みどりの家）	箕面市粟生間谷西一丁目2番2号 箕面市立コミュニティセンター東小会館管理運営委員会 委員長 水 本 政 晴
箕面市立コミュニティセンター 中小会館（四季彩の家）	箕面市稲一丁目14番5号 箕面市立コミュニティセンター中小会館管理運営委員会 委員長 伏 田 寛 治
箕面市立コミュニティセンター 萱野北小会館（如意谷の里）	箕面市如意谷二丁目10番45号 箕面市立コミュニティセンター萱野北小会館管理運営委員会 委員長 泉 正 憲
箕面市立コミュニティセンター 彩都の丘会館（天空の家）	箕面市彩都粟生南七丁目7番53号 箕面市立コミュニティセンター彩都の丘会館管理運営委員会 委員長 杉 本 貴 弘

2 指定の期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

（提案理由）

箕面市立コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第 13 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 21 年 6 月 22 日議決を経た「第 69 号議案 指定管理者の指定の件」（平成 31 年 3 月 25 日、令和元年 10 月 7 日、令和 4 年 3 月 28 日、令和 5 年 3 月 27 日及び令和 6 年 3 月 25 日に議決を経て変更したもの）の一部を次のように改める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箕面市長 原 田 亮

「1 公の施設の名称 箕面市立障害者自立支援センター」を「1 公の施設の名称 箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆり」に、「3 指定の期間 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を「3 指定の期間 平成 22 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆりの指定管理者の指定について、その指定の期間を3年間延長するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第 1 4 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

令和 6 年 6 月 1 8 日議決を経た「第 7 4 号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

箕面市長 原 田 亮

「1 公の施設の名称 (仮称) 箕面市立ワークセンター中部」を「1 公の施設の名称 箕面市立いろはもみじ萱野」に改める。

(提案理由)

箕面市立いろはもみじ萱野の指定管理者の指定について、その公の施設の名称を変更するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 15 号議案

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件

次のとおり和解する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箕面市長 原 田 亮

1 和解の相手方

大阪市在住の個人

2 事故の概要

令和 6 年 4 月 27 日午後 8 時頃、相手方が箕面市坊島五丁目 4 2 6 番 5 地先 市道白島中央線を通行していたところ、路面に生じていた凹みに足がはまって転倒し、左腓骨遠位端骨折等を負ったものである。

3 和解の内容

本件事故による相手方の損害額は、1, 391, 068 円とし、市は、相手方に 1, 112, 855 円を支払う。

(提案理由)

市道の管理に係る損害賠償請求について和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものである。

第 1 6 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線の認定及び廃止をする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

箕面市長 原 田 亮

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道阿比太橋通り線支線 2 号線ほか 1 4 路線の認定及び市道箕面高校北支線 1 号線ほか 1 路線の廃止をするため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13814	阿比太橋通り線支線2号線	半町二丁目350番4	半町二丁目350番9	
13815	箕面変電所北線支線1号線	半町三丁目429番1	半町三丁目429番8	
23421	箕面高校北支線1号線	牧落四丁目51番7	牧落四丁目61番5	
23464	大池東6号線	箕面五丁目769番7	箕面五丁目770番6	
23465	稲中央線東5号線	稲一丁目1242番13	稲一丁目1242番6	
23466	稲如意谷線西3号線	稲二丁目214番4	稲二丁目308番5	
23467	如意谷南5号線	如意谷一丁目123番10	如意谷一丁目123番8	
23468	曲り池東線	萱野一丁目421番21	萱野一丁目421番12	
33009	船場東3号線	船場東三丁目1番5	船場東一丁目3番	
33337	谷山線支線2号線	白島二丁目345番2	白島二丁目298番1	
33338	芋川東線2号支線	石丸二丁目210番11	石丸二丁目210番20	
33339	白島外院線支線2号線	栗生外院二丁目431番1	栗生外院二丁目236	
43543	小野原西住宅36号線	小野原西六丁目2016番7	小野原西六丁目2016番15	
43544	間谷住宅60号線	栗生間谷東五丁目240番466	栗生間谷東五丁目240番444	
53147	森町長尾線	森町西四丁目1番1	下止々呂美18番2地先里道	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
23421	箕面高校北支線1号線	牧落四丁目51番7	牧落四丁目51番8	
33009	船場東3号線	船場東三丁目1番5	船場東一丁目1番	

第十七号議案

箕面市公の施設の指定管理者の候補者選定の特例に係る関係
条例の整備に関する条例制定の件

箕面市公の施設の指定管理者の候補者選定の特例に係る関係条例の整備
に関する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市公の施設の指定管理者の候補者選定の特例に係る関係
条例の整備に関する条例

(箕面市牧落住宅団地条例の一部改正)

第一条 箕面市牧落住宅団地条例(昭和五十一年箕面市条例第二十一号)
の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項又は前
項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定すること
ができる。

一 前条第一項又は前項の規定による公募をした場合において、応募
者がいないとき。

二 第二十四条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場
合において、前条第一項又は前項の規定による公募を経て次の指定
管理者を指定するまでの間、牧落住宅等の管理運営上指定管理者の
指定を行う必要があるとき。

(箕面市営住宅管理条例の一部改正)

第二条 箕面市営住宅管理条例(平成九年箕面市条例第三十六号)の一部

を次のように改正する。

第四十一条第二項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項又は前項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項又は前項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第四十三条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項又は前項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、市営住宅等の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立ケアセンター条例の一部改正)

第三条 箕面市立ケアセンター条例(平成十五年箕面市条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立障害者福祉センター条例の一部改正)

第四条 箕面市立障害者福祉センター条例(平成十五年箕面市条例第五十

号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立市民活動センター条例の一部改正)

第五条 箕面市立市民活動センター条例(平成十六年箕面市条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第八条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立市民文化ホール条例の一部改正)

第六条 箕面市立市民文化ホール条例(平成十六年箕面市条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、文化ホールの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第七条 箕面市立老人デイサービスセンター条例（平成十六年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立介護老人保健施設条例の一部改正)

第八条 箕面市立介護老人保健施設条例（平成十六年箕面市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、介護老人保健施設の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

（箕面市立総合運動場条例の一部改正）

第九条 箕面市立総合運動場条例（平成十七年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、総合運動場の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

（箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部改正）

第十条 箕面市立箕面文化・交流センター条例（平成十七年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第八条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立かやの広場条例の一部改正)

第十一条 箕面市立かやの広場条例（平成十七年箕面市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第六条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、広場の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立老人いこいの家条例の一部改正)

第十二条 箕面市立老人いこいの家条例（平成十八年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、老人いこいの家の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

（箕面市立障害者自立支援センター条例の一部改正）

第十三条 箕面市立障害者自立支援センター条例（平成十八年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

（箕面市立人権文化センター条例の一部改正）

第十四条 箕面市立人権文化センター条例（平成二十一年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定

による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第九条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

（箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例の一部改正）

第十五条 箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例（平成二十二年箕面市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、自然館の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

（箕面市立斎場条例の一部改正）

第十六条 箕面市立斎場条例（平成二十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項又は前項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定すること

ができる。

一 前条第一項又は前項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第八条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項又は前項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、聖苑の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立霊園条例の一部改正)

第十七条 箕面市立霊園条例（平成二十二年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項又は前項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項又は前項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第八条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項又は前項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、霊園の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

(箕面市立駐車場条例の一部改正)

第十八条 箕面市立駐車場条例（平成二十五年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第八条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号の規定による公募によらず同項第二号に定める方法によることができる。

一 前条第一項第一号の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第十条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項第一号の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、駐車場（同号に掲げる駐車場に限る。）の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

附則第四項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

（箕面市立船場広場条例の一部改正）

第十九条 箕面市立船場広場条例（平成三十年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第六条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、広場の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

（箕面市立生涯学習センター条例の一部改正）

第二十条 箕面市立生涯学習センター条例（令和元年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（指定管理者の候補者選定の特例）

第六条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号の規定による公募によらず同項第二号に定める方法によることができる。

一 前条第一項第一号の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第八条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項第一号の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、センター（同号に掲げるセンターに限る。）の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

（箕面市立市民ギャラリー条例の一部改正）

第二十一条 箕面市立市民ギャラリー条例（令和五年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、ギャラリーの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

第八条第二項中「開設時間」を「開館時間」に改める。

（箕面市道路附属物駐車場条例の一部改正）

第二十二條 箕面市道路附属物駐車場条例（令和五年箕面市条例第九号）

の一部を次のように改正する。

第七條第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前條第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前條第一項の規定による公募をした場合において、応募者がないとき。

二 第九條第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前條第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、駐車場の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

公募により指定管理者を選定する公の施設において指定管理者の指定を取り消した場合の指定管理者の候補者選定の特例を整備するため、本条例を制定するものである。

第十八号議案

箕面市刑法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の
件

箕面市刑法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市刑法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(箕面市職員退職手当条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 箕面市職員退職手当条例(昭和二十八年箕面市条例第二十六号)第十六条第一項及び第十六条の三第一項

二 箕面市一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)第二十条の二第三号及び第四号並びに第二十条の三第一項第一号及び第五項第一号

三 箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例(昭和五十六年箕面市条例第八号)第四条第一号

(箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和三十九年箕面市条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(箕面市有功者表彰条例の一部改正)

第三条 箕面市有功者表彰条例(昭和五十八年箕面市条例第五号)の一部

を次のように改正する。

第六条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七条第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例(昭和五十八年箕面市条例第二十九号) 第十一条第一項

二 箕面市情報開示審査会条例(平成八年箕面市条例第三号) 第十六条

三 箕面市行政不服審査に関する条例(平成二十八年箕面市条例第十号) 第十三条

四 箕面市個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年箕面市条例第二十二号) 附則第七項及び第八項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第十二条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(箕面市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の箕面市職員退職手当条例第十六条第一項並びに箕面市職員退職手当条例第十六条第三項及び第十六条の二第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の箕面市一般職の職員の給与に関する条例第二十条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

刑法の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を制定するものである。

第十九号議案

箕面市職員定数条例等改正の件

箕面市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市職員定数条例等の一部を改正する条例

(箕面市職員定数条例の一部改正)

第一条 箕面市職員定数条例(昭和三十四年箕面市条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「で職員」を「において「職員」に改め、「休職者」の下に「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている職員」を加え、「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第二条第六号中「三八三人」を「四二〇人」に改める。

(箕面市消防職員定数条例の一部改正)

第二条 箕面市消防職員定数条例(昭和三十四年箕面市条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「休職者」の下に「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている職員」を加え、「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

(箕面市上下水道企業職員定数条例の一部改正)

第三条 箕面市上下水道企業職員定数条例(昭和四十二年箕面市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「休職者」の下に「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている職員」を加え、「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

(箕面市ボートレース企業職員定数条例の一部改正)

第四条 箕面市ボートレース企業職員定数条例(令和二年箕面市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「休職者」の下に「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている職員」を加え、「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

育児休業及び配偶者同行休業をしている職員を定数から除くとともに、教育委員会の事務局の職員の定数を改定するため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第十条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族である配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行二等級以上職員等」という。)」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等」に改め、「、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。))については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「である子」を「たる子」に改め、「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十一条の三第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十二条第二項第一号及び第三号中「その額を支給対象期間の月数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)並びに前項第二号及び第二号の二に定める額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、十五万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第十九条中「第十八条」を「前条」に改める。

第十九条の二第一項中「から第十一条まで」を「、第十条」に、「第十八条及び第二十一条」を「及び第十八条」に改め、同条第三項中「、第十一条」を削り、同条第四項中「、第十一条、第十一条の三」を削る。

第二十条第四項中「百分の二百二十七・五」を「百分の百二十三・七五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」の下に「及び特定任期付職員」を加え、同項に次の一号を加える。

三 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に百分の百三・七五を乗じて得た額の総額

第二十一条の二を削る。

第二十二条を削り、第二十一条の三を第二十二条とする。

附則第三十六項中「及び第十一条」を削り、「第十条第一項及び第三項」を「同条第一項」に、「専門職給料表」を「医療職給料表」に改める。

（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第二条 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条第三項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第五条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の三第二号中「配偶者」の下に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。」を加える。

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とする。

第十八条第一項中「、第五条の三」を削り、「第二十二条の四第一項若しくは」を「第二十二条の四第一項又は」に改め、「、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は任期付職員採用法第五条」を削り、同条第二項中「、第八条」を「及び第八条」に改め、「及び第十三条」を削り、「特定任期付職員」を「任期付職員採用法第三条第一項の規定により採用された職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条、第五条の三及び第十四条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は任期付職員採用法第五条の規定により採用された職員には適用しない。

(箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十六年箕面市条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第五条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第二号中「配偶者」の下に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。」を加える。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第十八条から第二十三条までを一条ずつ繰り上げ、第二十三条の二を第二十三条とする。

第二十五条第一項中「、第七条及び第十八条」を「及び第十七条」に、「第二十二条の四第一項若しくは」を「第二十二条の四第一項又は」に改め、「、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は任期付職員採用法第五条」を削り、同条第二項中「、第十一条」を「及び第十一条」に改め、「及び第十五条」を削り、「特定任期付職員」を「任期付職員採用法第三条第一項の規定により採用された職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条、第七条及び第十七条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は任期付職員採用法第五条の規定により

採用された職員には適用しない。

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第四条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和四年箕面市条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条中「、第十一条及び第十一条の三」を「及び第十一条の四」に改める。

附則第二十三条第二項中「、第五条の三」を削る。

附則第二十八条第二項中「、第七条及び第十八条」を「及び第十七条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から令和八年三月三十一

日までの間における第一条の規定による改正後の箕面市一般職の職員の給与に関する条例第十条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員に対しては」と、同条第二項中

「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者

六 配偶者(届出をしないが事実

上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第三項中「一万三

千円」とあるのは「一万五千円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定によ

る改正後の箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
第五条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」と
あるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る
扶養手当は、当該職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障
害者」とあるのは

「五 重度心身障害者
六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様
の事情にある者を含む。）」とする。

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間における第三条の規定によ
る改正後の箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例第五条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」
とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係
る扶養手当は、当該職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身
障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者
六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同
様の事情にある者を含む。）」とする。

（提案理由）

職員に対する扶養手当及び通勤手当に関する規定並びに特定任期付職員
に対する勤勉手当に関する規定等を整備するため、本条例を改正するもの
である。

第二十一号議案

箕面市事務分掌条例改正の件

箕面市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市事務分掌条例の一部を改正する条例

箕面市事務分掌条例（平成二十一年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

八 市立病院管理部

第二条第五項第七号を削り、同条に次の一項を加える。

8 市立病院管理部の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 市立病院事業に関する事項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

北大阪急行南北線の延伸に関する事業が終了し、及び市立病院管理部を設置するため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
報の提供に関する条例改正の件

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
報の提供に関する条例の一部を改正する条例

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例（平成二十七年箕面市条例第二十七号）の一部を次に改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同条第四号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同条第五号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十三号議案

みんなの箕面の緑の寄附条例及び箕面市まち・ひと・しごと

創生基金条例改正の件

みんなの箕面の緑の寄附条例及び箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

みんなの箕面の緑の寄附条例及び箕面市まち・ひと・しごと
創生基金条例の一部を改正する条例

(みんなの箕面の緑の寄附条例の一部改正)

第一条 みんなの箕面の緑の寄附条例(平成二十一年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号を次のように改める。

六 箕面市まち・ひと・しごと創生基金

(箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正)

第二条 箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例(令和三年箕面市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法人」を「個人及び法人その他の団体」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

まち・ひと・しごと創生基金に用途の指定がない寄附金及び個人等から受けた寄附金を積み立てることができるようにするため、本条例を改正するものである。

第二十四号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二百二十八条第一項中「第十三条第一項（）」を「第十条の五若しくは第十三条（）」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「法第十三条第一項」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十五号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同項第三号中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第十九条の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の改正に伴い、低所得者に対し保険料を軽減する所得判定基準額を引き上げるため、本条例を改正するものである。

第二十六号議案

箕面市証明その他の手数料条例等改正の件

箕面市証明その他の手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例等の一部を改正する条例

(箕面市証明その他の手数料条例の一部改正)

第一条 箕面市証明その他の手数料条例(昭和五十八年箕面市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表中百五十の項を百五十五の項とし、百四十七の項から百四十九の項までを五項ずつ繰り下げ、百四十六の項の次に次のように加える。

百四十七	箕面市立病院で行う休日診療(以下「休日診療」という。)における生命保険又は損害保険に係る診断書及び証明書の交付			六、六〇〇円
百四十八	休日診療における領収証明書の交付	一件		一、一〇〇円
百四十九	休日診療における通院証明書の交付	一件		一、一〇〇円
百五十	休日診療におけるその他の診断書及び証明書の交付	一件		二、二〇〇円
百五十一	休日診療における診察券の再発行	一件		一一〇円

別表備考第五号中「百四十八の項及び百四十九の項」を「百五十三の項及び百五十四の項」に改める。

(箕面市立介護老人保健施設条例の一部改正)

第二条 箕面市立介護老人保健施設条例（平成十六年箕面市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（手数料）

第九条 別表に掲げる診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、当該診断書、証明書等の作成に係る料金（以下「手数料」という。）を市長に納付しなければならない。

2 手数料の額は、別表に定める額に、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手料金は、還付しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第九条関係）

種別	金額 (一件につき)
診断書	一、〇〇〇〇円
利用証明書	一、〇〇〇〇円
領収証明書	一、〇〇〇〇円
その他の証明書	一、〇〇〇〇円

(箕面市立医療保健センター条例の一部改正)

第三条 箕面市立医療保健センター条例(平成十七年箕面市条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第九条 別表に掲げる診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、当該診断書、証明書等の作成に係る料金(以下「手数料」という。)を市長に納付しなければならない。

2 手数料の額は、別表に定める額に、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の規定による地方消費税の額を加算して得た額(この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第九条関係）

種別	金額
各種保険等に係る詳細な診断書及び証明書	一件につき 三、三〇〇円
その他の診断書及び証明書	一件につき 一、〇〇〇円
画像データ作成料	シー・ディー・ロム一枚につき 四〇〇円

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

診断書、証明書等の作成に係る料金を手数料として徴収するため、本条例を改正するものである。

第二十七号議案

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

等に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第十三項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十八号議案

箕面市病院事業の設置等に関する条例改正の件

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市病院事業の設置等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）が」を「規則で」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 病院の診療は、外来及び入院の二種とする。ただし、特別の事情があるときは、往診を行うことができる。

第三条を第二条とする。

第四条を削る。

第五条第一項中「管理者」を「市長」に、「法」を「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）」に改め、同条を第三条とし、第六条から第九条までを二条ずつ繰り上げる。

第十条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第一項中「管理者」を「市長」に、「提出しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、「提出する」を「作成する」に改め、同条第三号中「管理者」を「市長」に改め、同条第三項中「提出する」を「作成す

る」に、「管理者」を「市長」に、「提出しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条を第八条とする。

第十一条から第十五条までを削る。

第十六条第一項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」及び「ことができる」を削り、同条を第九条とし、第十七条を第十条とする。

第十八条第一項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がないとき。

二 第十三条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、病院の管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

第十八条を第十一条とし、第十九条を第十二条とする。

第二十条第一項第三号中「第十六条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(立ち入りの制限)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、病院（敷地を含む。以下この条において同じ。）への立ち入りを禁じ、又は病院からの退去を命ずることができる。

一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者

二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認め

る者

第二十一条第一項中「第十六条第一項の規定により病院の管理を指定管理者に行わせるときは、」を削り、同条第五項中「規則で定める基準に従い」を「特別の理由があると認めるときは」に改め、同条に次の一項を加える。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があるときとは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。第二十一条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第十六条 別表に掲げる診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、当該診断書、証明書等の作成に係る料金(以下「手数料」という。)を市長に納付しなければならない。

2 手数料の額は、別表に定める額に、消費税法(昭和六十三年法律第八号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の規定による地方消費税の額を加算して得た額(この額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。

第二十二条を第十七条とする。

第二十三条中「第二十条」を「第十三条」に改め、同条を第十八条とし、第二十四条を第十九条とする。

第二十五条の見出し中「指定管理者」を「経営及び指定管理者」に改め、同条中「第十六条」を「第一条」に改め、「ほか、」の下に「経営及び」を加え、同条を第二十条とし、第二十六条から第三十条までを五条ずつ繰り

上げる。

第三十一条中「第二十六条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十六条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十六条関係）

種別	金額 (一件につき)
自動車損害賠償責任保険に係る診断書及び診療報酬明細証明書	六、〇〇〇円
訴訟上の請求に係る診断書及び証明書	六、〇〇〇円
生命保険又は損害保険に係る診断書及び証明書	六、〇〇〇円
年金に係る診断書及び証明書	六、〇〇〇円
身体障害者診断に係る診断書	六、〇〇〇円
指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請に係る診断書	三、〇〇〇円
死亡診断書	二、〇〇〇円
出産証明書	二、〇〇〇円
領収証明書	一、〇〇〇円
通院証明書	一、〇〇〇円
その他の診断書及び証明書	二、〇〇〇円
診察券の再発行	一〇〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の箕面市病院事業の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に旧条例の規定により病院事業管理者に対してされた請求その他の行為で、施行日以後において市長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた請求その他の行為とみなす。

(提案理由)

箕面市立病院の管理を指定管理者に行わせることに伴い、地方公営企業法の規定の一部を適用することに移行し、病院事業管理者の権限に属する事務を市長の権限に属する事務とするため、本条例を改正するものである。

第二十九号議案

箕面市病院事業における地方公営企業法の規定の一部を適用
することへの移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の
件

箕面市病院事業における地方公営企業法の規定の一部を適用することへ
の移行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市病院事業における地方公営企業法の規定の一部を適用
することへの移行に伴う関係条例の整備に関する条例

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第一条 箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)
の一部を次のように改正する。

第八条中「、ボートレース事業管理者及び病院事業管理者」を「及び
ボートレース事業管理者」に改める。

(箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条
例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号を削る。

附則第三項を削る。

別表病院事業管理者の項を削る。

(箕面市防災会議条例の一部改正)

第三条 箕面市防災会議条例(昭和三十八年箕面市条例第四号)の一部を
次のように改正する。

第三条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「第十一号から第十五号まで」を「第十号から第十四号まで」に改め、同条第七項中「第五項第十二号から第十五号まで」を「第五項第十一号から第十四号まで」に改める。

第六条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「会長が防災会議に諮つて」を「規則で」に改める。

(箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年箕面市条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、ボートレース事業管理者及び病院事業管理者」を「及びボートレース事業管理者」に改める。

第三条第一項第六号を削る。

(箕面市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正)

第五条 箕面市情報システムの管理運営に関する条例(平成十六年箕面市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、病院事業管理者」を削る。

第三条中「市立病院」を削る。

(箕面市情報公開条例の一部改正)

第六条 箕面市情報公開条例(平成十七年箕面市条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、病院事業管理者」を削る。

(箕面市暴力団排除条例の一部改正)

第七条 箕面市暴力団排除条例(平成二十六年箕面市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「、ボートレース事業管理者又は病院事業管理者」を「又はボートレース事業管理者」に、「ボートレース事業管理者」又は「病院事業管理者」を「又は「ボートレース事業管理者」に改める。

（箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第八条 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年箕面市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、病院事業管理者」を削る。

（箕面市病院企業職員定数条例等の廃止）

第九条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 箕面市病院企業職員定数条例（平成二十一年箕面市条例第十八号）

二 箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年箕面市条例第十九号）

三 箕面市病院看護師等修学資金貸与条例（平成二十三年箕面市条例第二十号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
（処分等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第六条の規定による改正前の箕面市情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）、第八条の規定による改正前の箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）若しくは第九条第二号の規定による廃止前の箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「廃止前の病院企業職員給与条例」という。）の規定により病院事業管理者（以下「管理者」という。）がした処分その他の行為でこ

の条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の情報公開条例、改正前の個人情報保護条例若しくは廃止前の病院企業職員給与条例の規定により管理者に対してされた請求その他の行為で、施行日以後において市長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた請求その他の行為とみなす。

(箕面市病院看護師等修学資金貸与条例に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に第九条第三号の規定による廃止前の箕面市病院看護師等修学資金貸与条例（以下「廃止前の修学資金貸与条例」という。）の規定により修学に必要な資金の返還債務を負っている者については、廃止前の修学資金貸与条例第六条から第九条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、廃止前の修学資金貸与条例第六条から第八条までの規定中「管理者」とあるのは、「市長」とする。

4 市長は、廃止前の修学資金貸与条例の規定により修学に必要な資金の返還債務を負っている者で令和七年三月三十一日に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第四号の規定による分限免職の処分を受けたものについては、当該修学に必要な資金の返還債務を免除することができる。

(箕面市職員分限条例の一部改正)

5 箕面市職員分限条例（昭和二十八年箕面市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「、箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年箕面市条例第十九号）附則第二項又は箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「又は箕面市ポーター

ス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

附則第五項中「、箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第二項又は箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「又は箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

（箕面市職員の定年等に関する条例の一部改正）

6 箕面市職員の定年等に関する条例（昭和五十九年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「、箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）第四条及び箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年箕面市条例第十九号）第四条に規定する職（医師が占める職を除く。）」を「及び箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）第四条に規定する職」に改める。

（箕面市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

7 箕面市職員の厚生制度に関する条例（平成十八年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

（提案理由）

箕面市病院事業における地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定の一部を適用することへの移行に伴い、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第三十号議案

北部大阪都市計画粟生間谷東八丁目（大阪大学箕面キャンパス跡地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件

北部大阪都市計画粟生間谷東八丁目（大阪大学箕面キャンパス跡地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画粟生間谷東八丁目（大阪大学箕面キャンパス跡地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六十八条の二第一項の規定に基づき、北部大阪都市計画粟生間谷東八丁目（大阪大学箕面キャンパス跡地）地区地区計画（令和六年箕面市告示第三百四十七号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）並びに地区計画の定めるところによる。

（建築物に関する制限の事項）

第三条 地区計画の区域内における建築物に関する制限は、次に掲げる事項とする。

- 一 建築物の用途の制限
- 二 建築物の敷地面積の最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の高さの最高限度

(建築物に関する制限)

第四条 地区計画の区域内においては、建築物は、別表に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表に定める建築物に関する制限の事項に適合するものでなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第五条 法第三条第二項の規定により前条(建築物の用途の制限に関する部分)に限る。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築をする場合は、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

- 一 増築後の床面積の合計が、基準時(法第三条第二項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続き同条の規定(同条の規定が改正された場合は、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。)における床面積の合計の一・二倍を超えないこと

- 二 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと

(建築物の敷地面積の最低限度の適用除外)

第六条 市長が公益上必要な建築物として規則で定めるものの敷地として

使用する土地については、第四条（建築物の敷地面積の最低限度に関する部分に限る。以下この条において同じ。）の規定は、適用しない。

2 第四条の規定の適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同条の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

一 第四条の規定が改正された場合における改正後の当該規定の適用の際、改正前の同条の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該改正前の同条の規定に違反することとなった土地

二 第四条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合するに至った土地

（建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合等の措置）

第七条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合における第四条（建築物の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度に関する部分に限る。次項において同じ。）の規定については、その敷地の過半が当該区域内に存するときは当該建築物又はその敷地の全部について、この規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に存するときは当該建築物又はその敷地の全部について、この規定は、適用しない。

2 建築物の敷地が別表に掲げる地区の二以上の地区にわたる場合における第四条の規定については、その敷地の過半が一の地区内に存するときは当該建築物又はその敷地の全部が当該地区に属するものとみなして、

この規定を適用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第八条 市長が公益上必要な建築物で、用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は土地の利用状況に照らして地区の利便性に貢献し、周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内で第四条の規定は、適用しない。

(罰則)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条（建築物の用途の制限に関する部分に限る。）の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

二 第四条（建築物の敷地面積の最低限度に関する部分に限る。）の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において当該建築物の敷地を分割したことにより同条の規定に違反した場合、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）

三 第四条（壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度に関する部分に限る。）の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合、当該建築物の工事施工者）

四 法第八十七条第二項において準用する第四条（建築物の用途の制限に関する部分に限る。）の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第三号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第一項の刑を科する。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第四条関係）

地区	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
国際教育地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 一 住宅 二 兼用住宅 三 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 四 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 五 病院 六 自動車教習所 七 ホテル又は旅館 八 カラオケボックスその他これに類するもの 九 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 十 工場 十一 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 十二 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 十三 届出住宅（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第五項の届出住宅をいう。以下同じ。）	五百平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、別図に示す部分について二メートル以上とする。	二十二メートル
商業に ぎわい	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	二百平方メートル	建築物の外壁等	二十二メートル

施設導 入地区	地区
<p>物は、建築してはならない。</p> <p>一 事務所又は倉庫（データ</p>	<p>一 住宅</p> <p>二 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>三 兼用住宅</p> <p>四 学校</p> <p>五 図書館</p> <p>六 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>七 法別表第二(い)項第九号に掲げるもの</p> <p>八 自動車教習所</p> <p>九 ホテル又は旅館</p> <p>十 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第三百三十条の六の二に定める運動施設</p> <p>十一 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>十二 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>十三 劇場、映画館、演芸場</p> <p>若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第三百三十条の七の三に定める施設</p> <p>十四 法別表第二(と)項第六号に掲げるもの</p> <p>十五 倉庫業を営む倉庫</p> <p>十六 自動車修理工場</p> <p>十七 届出住宅</p>
<p>二平方メートル</p>	
<p>建築物の外壁等の面から</p>	<p>の面から敷地境界線までの距離は、別図に示す部分について二メートル以上とする。</p>
<p>三十一メートル</p>	

<p>センターの用に供するものに限る。)</p> <p>二 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第二ぬ）項第四号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 保育所（事業所内保育施設に限る。）</p> <p>四 前各号の建築物に附属する建築物</p>	<p>地域交 流地区</p> <p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>一 事務所、店舗その他これらに類するもの（法別表第二に）項第三号、（ほ）項第二号及び第三号、（へ）項第三号並びに（り）項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 保育所</p> <p>三 令第二条第一項第四号イに規定する施設の用に供するもの</p> <p>四 前各号の建築物に附属する建築物</p>
	<p>百五十平方メートル</p>
<p>敷地境界線までの距離は、別図に示す部分について二メートル以上とする。</p>	<p>敷地境界線までの距離は、別図に示す部分について二メートル以上とする。</p>
<p>十二メートル</p>	<p>十二メートル</p>

別図（第4条関係）



(提案理由)

北部大阪都市計画粟生間谷東八丁目(大阪大学箕面キャンパス跡地)地区地区計画の決定に伴い、当該地区内における建築物に関する制限を定めるため、本条例を制定するものである。

第三十一号議案

箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

改正の件

箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第二条関係）

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び班長	団員	勤務年数	
							未滿	以上
未滿十年	二、三、九千円	二、二、九	二、一、九	二、一、四	二、〇、四	二、〇、〇	五年以上	勤
未滿十五年	三、四、四千円	三、二、九	三、一、八	三、〇、三	二、八、三	二、六、四	十年以上	務
未滿二十年	四、五、九千円	四、二、九	四、一、三	三、八、八	三、五、八	三、三、四	十五年以上	年
未滿二十五年	五、九、四千円	五、三、四	五、一、三	四、七、八	四、三、八	四、〇、九	二十年以上	数
未滿三十年	七、七、九千円	七、〇、九	六、五、九	六、二、四	五、六、四	五、一、九	二十五年以上	
未滿三十五年	九、七、九千円	九、〇、九	八、四、九	八、〇、九	七、三、四	六、八、九	三十年以上	
未滿三十五年以上	一、〇、七、九千円	一、〇、〇、九	九、四、九	九、〇、九	八、三、四	七、八、九	三十五年以上	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十二号議案

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術
管理者の資格を定める条例改正の件

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術
管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十五年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学若しくは水道工学に関する科目」を削り、「者（以下「第一号卒業生」という。）であって、当該卒業をした後、三年以上水道」を「後、三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に、「もの」を「者（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第二号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「者（以下「第二号卒業生」という。）であって、当該卒業をした後、三年以上水道」を「後、四年以上水道等」に、「もの」を「者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第三号中「修了した後」の下に「。次号において同

じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「(二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条中第九号を第十二号とし、同条第八号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の下に「(六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第十号とし、同条の次に次の一号を加える。

十一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第三条第七号中「若しくは第二号に規定する課程及び科目又は第三号若しくは第四号」を「から第六号まで」に改め、「又は科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第九号とし、同条第六号中「第一号卒業生又は第二号卒業生」を「第一号に規定する課程を修めて卒業した者(以下「第一号卒業生」という。)

又は第二号に規定する課程を修めて卒業した者(以下「第二号卒業生」という。)」に、「ついで一年」を「ついで二年」に、「二年以上水道」を「三年以上水道等」に改め、「もの」の下に「(第一号卒業生については一年以上、第二号卒業生については一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条を同条第八号とし、同条第五号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「(五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条を同条第七号とし、同条第四号中「水

道」を「水道等」に改め、「者」の下に「(三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第三条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第四条第一号を次のように改める。

一 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、大学を卒業した者については三年以上、短期大学等を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については五年以上、高等学校等を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第四条第二号中「土木工学以外の」を削り、「に関する科目又はこれらに相当する科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、同条第四号中「科目」を「課程」に改め、同条第五号中「において、」の下に「第一号若しくは」を加え、「科目」を「課程」に改め、同条に次の二号を加える。

七 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門

に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する経過措置）

2 平成三十一年四月一日前に技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者に対する第三条第十号及び第四条第七号の規定の適用については、これらの規定中「上水道及び工業用水道」とあるのは、「上水道及び工業用水道又は水道環境」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（平成三十一年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(提案理由)

水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)及び水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十三号議案

箕面市ボートレース企業従事員の給与の種類及び基準に関する条例廃止の件

箕面市ボートレース企業従事員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和七年二月二十日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市ボートレース企業従事員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例

箕面市ボートレース企業従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十五年箕面市条例第十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

住之江競走場の舟券の発売等に関する事務を委託するため、本条例を廃止するものである。